

## 鶴見大学共同研究取扱規程

平成 25 年 4 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、教育研究活動の活性化と社会への貢献に資するため、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）において行われる政府機関、地方公共団体、民間企業並びにこれらに準じる機関（以下「学外機関」という。）との共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「共同研究」とは、本学の構成員等と、学外機関の研究者が共通の課題について行う研究であって、本学が当該学外機関と契約を締結するものをいう。

2 前項の「構成員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本学と雇用関係にある教員

(2) その他学長が認めた者

3 第 1 項で行う共同研究では、必要に応じて、本学が学外機関からこの研究に要する経費（以下「研究費」という。）及び研究者を受け入れることができる。

4 前項で受け入れる研究者を、学外機関共同研究員（以下「共同研究員」という。）とする。

5 共同研究員は、共同研究のために、学外機関に在職のまま本学に派遣されるものとする。

(申請)

第 3 条 共同研究を実施する場合には、前条第 2 項各号に掲げる者の内、当該研究を代表する者（以下「研究代表者」という。）が、学外機関と連絡調整の上、当該学外機関の長より共同研究申請書（別紙様式第 1 号）の提出を求め、研究代表者の所属学部長、短大部長又は附属機関の長を経て、学長に提出するものとする。

(実施決定)

第 4 条 共同研究の実施の可否は、研究代表者の所属学部長、短大部長又は附属機関の長の同意を得て、学長の承認をもって決定する。

2 実施決定に際しては、学長は当該学外機関代表者に対して共同研究受入承認書（別紙様式第 2 号）を交付する。

(契約)

第 5 条 前条で実施を決定した場合は、直ちに共同研究の契約を行う。

2 契約に際しては、研究代表者、共同研究員及び学外機関の間で事前に協議を行い、本学と学外機関との間で、原則として本学所定の契約書により契約を締結するものとする。

(研究費の納入)

第 6 条 本学が学外機関から研究費を受け入れる場合においては、当該学外機関の長は、契約に別段の定めがない限り、契約締結後 30 日以内に本学に研究費を納入するものとする。

2 いったん納入された研究費は、原則として返還しない。ただし、学長がやむを得ない理由があると判断した場合は、当該研究費の全部又は一部を返還することができる。

(間接経費)

第7条 前条に定める研究費を納入する当該学外機関は、原則として契約で規定する研究費の10%に相当する額を、間接経費として本学に納入するものとする。

(研究費の支出及び精算)

第8条 研究費の支出及び精算は、学校法人総持学園経理規程に基づき行うものとする。

(共同研究の中止)

第9条 学長は、共同研究の実施過程において、契約書に定める以外の理由により、契約を履行しがたいものと認める事態が生じた場合は、当該学外機関の長と協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(研究成果の報告)

第10条 研究代表者は、共同研究の期間終了後、速やかに、共同研究員と協力して当該研究成果についてとりまとめ、共同研究成果報告書(別紙様式第3号)により学長に報告しなければならない。

(設備等の帰属)

第11条 研究費により購入した設備等は、契約に別段の定めのない限り、本学に帰属する。

(知的財産権の取扱い)

第12条 共同研究で生じた知的財産権の取扱いは、契約に別段の定めのない限り、鶴見大学発明規程による。

(知的財産権の帰属)

第13条 共同研究で生じた知的財産権の帰属は、契約に別段の定めのない限り、本学及び学外機関の共有とし、共同出願を行うものとする。

2 共同研究を行った結果、研究担当者又は共同研究員の独自の研究によって生じた知的財産権について、本学又は当該学外機関が単独で出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(知的財産権の実施)

第14条 共同研究により本学が取得した知的財産権は、当該学外機関及びその指定する者に優先的に使用させることができる。

(共同研究に要する施設・設備等)

第15条 本学は、その所有する施設・設備等を本来の教育研究活動に支障のない範囲で、共同研究の実施のために提供する。

2 学外機関は、共同研究の実施に必要な場合には、その所有する設備・備品等を本学の承諾を経た後、無償で本学に設置し、共同で使用することができる。

(研究補助者)

第 16 条 学内外から大学院学生等の研究補助者を受け入れる場合は、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

(事務処理)

第 17 条 この規程に関する事務は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課が行う。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。